

介護福祉士修学資金等貸付事業 介護福祉士実務者研修受講資金貸付制度 募集要項

制度の概要

この制度は、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校または都道府県知事の指定した養成施設（以下「実務者研修施設」といいます。）に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付け、介護福祉士の養成確保に資することを目的としています。

1 貸付対象者：以下の要件を全て満たす方

- (1) 実務者研修施設に在学している方
- (2) 実務者研修施設を卒業後に岡山県内において返還免除対象業務に従事しようとする方
- (3) 以下のいずれかの要件を満たす方
 - ① 岡山県内に住民登録している方
 - ② 岡山県内の実務者研修施設に在学している方
 - ③ 実務者研修施設の学生となった年度の前年度に岡山県に住民登録をしていた方で、実務者研修施設での修学のため転居した方
 - ④ ①から③に限らず、実務者研修施設を卒業後に岡山県内（県外の一定の国立施設等を含む）において返還免除対象業務に従事しようとする方であると岡山県社会福祉協議会長が認めた方

※返還免除対象業務とは、昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務のことで、詳細については、岡山県社会福祉協議会ホームページをご覧ください。

他制度との併用について

介護福祉士実務者研修受講資金と趣旨が同様の他制度を利用する方は、原則として貸付対象となりません。

ただし、介護福祉士実務者研修受講資金との併用が認められている他制度（教育訓練給付制度等）を利用する方及び他制度の利用を中止して介護福祉士実務者研修受講資金を利用する方については、貸付対象となります。

加えて、介護福祉士実務者研修受講資金による貸付けを受けようとする方が他制度（国庫補助事業等を除く。）との併用を希望する場合であって、貸付けの審査により他制度との併用が真にやむを得ないと認められた場合についても貸付対象となります。

2 貸付額：200,000円以内 ※貸付は、1人当たり1回限り。

[介護福祉士実務者研修受講資金の用途の例]

- 実務者研修施設に支払う授業料、実習費及び教材費等の納付金
- 参考図書、学用品
- 交通費
- 国家試験の受験手数料

3 貸付利子：無利子

※ただし、返還期限日までに返還しなかった場合、返還残額に対して、年3%の延滞利子を徴収します。

4 貸付期間：実務者研修施設に在学する期間

5 総定員：各年度50名程度（予定）

※総定員のうち、年度上半期（4月～9月）の定員は、最大35名程度です。

※定員に達した場合には、募集を終了させていただきます。

※定員充足率等、定員に関する情報については、岡山県社会福祉協議会ホームページで随時お知らせしています。残りの定員数に関するお問い合わせには、回答いたしかねます。

6 連帯保証人：1名必要

連帯保証人は、以下の要件全てに該当する必要があります。ただし、借入申込者が未成年者の場合、連帯保証人は、法定代理人（親権者、未成年後見人等）でなければなりません。

(1) 日本国内に住所を有する方

(2) 日本国籍を有する方又は永住者の在住資格を持つ方若しくは特別永住者等の方

(3) 確実な保証能力を有する成年者の方

※保証能力については、原則として住民税所得割を課税されていること又は貸付額の3倍以上の収入（年収）があることを以って確認させていただきます。

※(3)の要件に加えて、連帯保証人は、借入申込者と独立した生計を営んでいる方であることが望ましいです。

※連帯保証人の状況により、貸付けが認められない場合があります。

※連帯保証人の適格要件等に関する個別のお問い合わせには、回答いたしかねます。

7 貸付契約の解除

借受人が資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったとき、岡山県社会福祉協議会は、貸付契約を解除します。また、借受人が貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときも、岡山県社会福祉協議会は、貸付契約を解除します。

資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められる事由の例

(1) 退学したとき

(2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき

(3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき

(4) 死亡したとき

8 貸付金の返還免除

以下のいずれかに該当する場合には、貸付金の返還債務が免除されます。

- (1) 貸付決定者が実務者研修施設を卒業した日（実務者研修施設を卒業した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達してない場合は、「介護等の業務に従事する期間が3年に達

した日」とします。以下同じ。) から1年以内に介護福祉士の登録を行い、岡山県内の社会福祉施設等(県外の一定の国立施設等を含む。)において返還免除対象業務に従事し、かつ、2年間(在職期間通算730日以上かつ業務従事期間360日以上)引き続き従事したとき。

(2) 返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

実務者研修施設を卒業した日が属する年度の介護福祉士国家試験に合格できなかった場合の取り扱いについて

災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であって、岡山県社会福祉協議会が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験し、合格する意思があると認めた場合には、卒業年度の読替えを行うことができます。これにより、実務者研修施設を卒業した日が属する年度の翌年度の国家試験に合格した場合でも、返還免除対象業務に従事することで、返還の債務の当然免除の要件を満たせば、返還の債務の当然免除を受けることができます。

※実務者研修施設の在学期間によっては、実務者研修施設を卒業した日が属する年度の国家試験を受験できない場合があります。このような場合には、実務者研修施設を卒業した日が属する年度の翌年度の国家試験に合格して、上記の卒業年度の読替えを受けなければ、業務従事による返還の債務の当然免除の要件を満たすことができません。

9 返 還

以下の事由に該当する場合には、月賦の元金均等払方式で岡山県社会福祉協議会が定める返還期間内に貸付金を返還していただきます。なお、返還期間は、以下の事由が生じた日の属する月の翌月から、12か月以内の期間を基準として決定します。

(1) 貸付契約が解除されたとき

(2) 実務者研修施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行わなかったとき、又は岡山県内において返還免除対象業務に従事しなかったとき

(3) 岡山県内において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき又は、岡山県内において介護職員等の業務に従事する意思がなくなったと岡山県社会福祉協議会が判断したとき

(4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

申込方法等

1 申込方法・期限

岡山県社会福祉協議会ホームページにて最新の情報(募集状況等)をご確認の上、申請に必要な様式を印刷して記入し、必要書類を揃えて下記申込先へ郵送してください。

※実務者研修受講開始後、速やかに(概ね1か月以内)にお申込みください。実務者研修受講開始前及び実務者研修修了後のお申込みはできません。

※郵送の際は、配達記録の残る方法による送付をお勧めします。不着等の事故が生じた場合には本会では責任を負いませんので、十分にご注意ください。

2 申込時の必要書類

- (1) 岡山県介護福祉士修学資金等借入申込書（様式第1号-2）
- (2) 業務従事施設からの推薦書（様式第17号）※現に施設に従事していない場合は不要。
- (3) 借入申込者及び連帯保証人の住民票の写し
※発行から3か月以内かつ個人番号（マイナンバー）記載なしのもの（コピーは不可）
※住民票謄本ではなく、住民票抄本で差し支えありません。
- (4) 連帯保証人の所得・課税証明書（最新の所得に対応するもの）
※住民税の課税状況が確認できるもの
- (5) 介護福祉士実務者研修 受講証明書（様式第18号）
- (6) 個人情報の取扱いについての同意書

3 貸付決定又は不承認の通知

提出書類に基づいて審査を行い、貸付決定通知書又は不承認通知書を送付します。

※審査内容及び不承認決定の理由に関するお問合せにはお答えできませんので予めご了承ください。

4 貸付決定後の提出書類

貸付決定者には、次の書類を提出していただきます。期限までに本会へ提出がなければ、借入を辞退したものとみなします。

- (1) 借用証書（未成年者の場合、法定代理人（親権者等）の同意が必要。）
- (2) 借受人及び連帯保証人の印鑑登録証明書 各1通
※市町村長から3か月以内に交付されたものに限ります。
- (3) 口座振込申出書（本人名義の口座に限ります。）

申込・問い合わせ先

〒700-0807

岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ内

社会福祉法人岡山県社会福祉協議会 福祉支援部 生活支援班

TEL 086-226-3544（直通）